

# 事業者向け給付金の申請受付について

～与那国町感染症影響対策緊急支援協力金給付の申請手続き～



与那国町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上げ及び生産活動が著しく停滞しているなか、島内における経済活動を支援するため、緊急支援として予算の範囲内において、対象となる事業者又は個人へ緊急支援協力金を給付することとなりました。

今回、要綱による給付対象事業が対象の可能性のある事業者又は個人で、給付希望者は下記事項を十分確認したうえで、給付申請書を窓口、又は郵送で資料等を添付の上、提出して下さい。

審査後「給付決定通知書」又は「不給付決定通知書」を記載の住所へ郵送いたします。

協力金の額:昨年度の収入額等の条件により**10万円～30万円**を給付します

受付期間:**令和2年6月1日～令和2年9月30日**まで ※申請受付は期限がありますのでご注意ください

令和2年5月29日 与那国町長 外間守吉

## 給付の条件等

### ①給付対象事業

この協力金の交付の対象となる事業等は、次に掲げる事業とする

- (1) 宿泊業者
- (2) 飲食店業者
- (3) 土産物店業者
- (4) ダイビング業者
- (5) 体験施設業者
- (6) レンタカー業者
- (7) その他(上記以外で相当と認められる場合)



### ②給付の対象者

この給付の対象者は、町内に居住または経済活動する事業者、又は個人で、次に適合するかた

- (1) 令和2年3月31日時点で、与那国町内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者
- (2) 昨年確定申告を行った方等
- (3) 営業許可や事業開設届けの提出が明らかであること

### ③添付書類

本事業で給付を受けようとする申請者は、下記の書類等を提出することとする

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 営業の実態がわかる書類(営業許可証又は事業開設届の写しなど)
- (3) 確定申告書第1表(令和元年年分)、又は営業収支が分かる書類の写し
- (4) 本人確認書類写し(運転免許書、離島割引カードなど)
- (5) 振込先口座の写し
- (6) 委任状(本人以外の申請者のみ)

申請書類等はホームページにアップします。  
又は、役場窓口までお越しください。

